

平成30年度 社会福祉法人のぞみの里 事業計画

一 基本理念

社会福祉法人のぞみの里は、障害があっても、介護を必要としても、住みなれた地域で、自立した自分らしい生活ができるように、働く（就労）、暮す（住居）、生きがい（社会参加）を総合的に支援することで、共生社会の実現をめざします。

二 経営方針

- 1 一人ひとり「生きがいのある生活」ということを念頭において様々な体験の場を提供します。
- 2 利用者の興味・関心・選択の場を広げ自己選択、自己決定、自己実現できるようにすすめていきます。
- 3 地域との交流を大切にし、地域に根付いた施設、開かれた施設づくりを利用者とともに行っていきます。

三 社会福祉サービス事業

1 障害福祉サービス事業所

多機能型事業（生活介護事業・就労継続支援B型事業）

障がい者サポートセンターのぞみの里（指定2410100339）

2 障害福祉サービス事業所

共同生活援助事業 ケアホームつばさ（指定2400002538）

四 特定相談支援事業

相談支援センターかがやき（指定2430100632）

五 理事会、評議員会、監事監査の開催

1 理事会

第1回 平成30年 5月下旬 事業報告、決算、その他

第2回 平成30年 9月上旬 中間報告、補正予算、その他

第3回 平成30年12月上旬 中間報告、補正予算、その他

第4回 平成31年 3月上旬 事業計画、予算、その他

臨時理事会 必要に応じて、随時、開催します。

2 評議員会

定時評議員会 平成30年6月上旬 事業報告、決算、役員選任、その他

臨時評議員会 必要に応じて、随時、開催します。

3 監事による監査

第1回 平成30年 5月下旬 決算監査

第2回 平成30年10月下旬 中間監査

臨時監査 必要に応じて、随時、開催します。

六 具体的取り組み

□社会福祉法人制度改革に伴う、改正社会福祉法（平成29年4月1日）の施行

- 1 経営組織のガバナンスの強化のため、理事会、評議員会、監事監査等の位置付けと役割を果たすとともに、各種規程等の整備に努めます。
- 2 事業運営の透明性の向上にむけ、定款、役員、事業計画（報告）、予算（決算）、監査報告書等の公開・閲覧に努めます。
- 3 財務規律の強化に向け、適正な予算・支出管理に努めるとともに、施設の改修や器具備品等の購入、新たな就労事業のための施設整備等に要する資金の積立計画を策定します。

□生活介護事業の充実

利用者〔26名（新規2名）〕

職員（常勤職員7名 非常勤職員 9名）一常勤換算 11.9人

- 1 利用者本位を基本に、ご家族の意向や要望等をアセスメントで十分把握しきめ細かな個別支援計画の策定を通して、潤いのある日中活動の充実に努めます。
- 2 リズム感のある日常生活、個別支援、創作活動、各種療法等の支援サービスの提供をとおして、情緒の安定と日常生活の充実に努めます。
- 3 一人ひとりの障害特性に応じた支援サービスの提供と、利用者の要望等を基にしたレクリエーション活動や年間行事を計画的に実行します。

□就労継続支援B型事業の充実

利用者〔41名（新規3名）〕

職員（常勤職員6名 非常勤職員 8名）一常勤換算 8.7人

- 1 利用者本位を基本に、ご家族の意向や要望等をアセスメントで十分把握し、きめ細かな個別支援計画の策定を通して、潤いのある日中活動の充実に努めます。
- 2 一人ひとりの障害特性に応じた支援サービスの提供と、利用者の要望等を基にしたレクリエーション活動や年間行事を計画的に実行します。
- 3 作業収入減収の問題に対応するため、事業の抜本的見直しに向けて検討を図ります。

□共同生活援助事業の充実

- 1 家庭的な雰囲気にもちた生活環境づくりをめざします。
- 2 地域住民であるとの認識を高めるため、各種の催し、イベント等の地域活動に積極的に参加します。
- 3 潤いのある社会生活を送るため一人ひとりの希望する余暇支援に努めます。
- 4 ケアホームつばさⅡ（仮称）開設にむけた、基本計画を策定します。

□相談支援事業の充実

- 1 相談支援事業専従職員を配置し利用者ニーズにより柔軟に対応できる体制づくりに努めます。
- 2 職員の各職務や求められる能力に応じた研修を実施し、資質の向上を図ります。
- 3 外部の集合研修や法人研修への参加、および事業所内部研修を実施し、相談支援の基本姿勢を高め、信頼関係を形成する力・相談支援に係る幅広い知識と技術の習得・交渉力・調整力等の資質向上を図ります。
- 4 常に障害者が置かれている立場を代弁するという権利擁護の観点に立ち、障害者の自己決定・自己選択を支援します。

□利用者虐待の撲滅

- 1 利用者虐待防止に関する各種の研修会等への積極的参加、施設内における全職員を対象に事例検討会の開催をとおして、「虐待」に対する認識を深めるとともに、より高い人権意識の向上に取り組むとともに、「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」等の人権啓発に努めます。
- 2 虐待防止会議を随時、開催します。職員用の人権・虐待防止チェックリストを作成し、虐待の防止、撲滅に努めます。

□利用者サービスの向上

利用者、家族、顧客等からの相談、意見、要望、苦情等には、苦情受付担当者、苦情解決責任者が責任をもって迅速対応に努め、第三者委員と連携を図り、利用者サービスの質の向上に努めます。

□接遇マナーの徹底と幹部職員の育成

- 1 利用者に寄り添った支援のできる職員の育成に努めます。
- 2 外部研修への積極的参加と、施設内での外部講師を招いての研修会の充実を図ります。
- 3 自己啓発の推進を図るため、各種講習会や研修会等への参加を促し、専門職としての資格取得を支援します。

□健康と衛生管理

- 1 感染症等に対する意識を高め、利用者の健康と衛生対策を重視し、日常的な健

- 健康管理に努めます。
- 2 医療機関との密接な連携を図り、傷病等に即応した支援体制に努めます。
 - 3 利用者の健康を基本に、嗜好調査に基づいた食事の提供と季節感あふれるメニュー作りに努めます。

□事故防止と防災対策

- 1 事故報告やヒヤリハット等を積極的に活用し、職員会議等で検証・検討し、事故防止と利用者の安全対策の徹底に努めます。
- 2 検証及び具体的対策を講じるための「安全サービス委員会」（仮称）の設置を図ります。
- 3 利用者が安心した日常生活及び社会生活を営むため、施設及びホームの安全点検と補修・改善を図ります。
- 4 火災訓練、地震・風水害対策、防犯対策等の総合防災訓練を実施し、利用者が安心して安全に日常生活、社会生活が送れるよう対策強化に努めるとともに、各種規程及びマニュアル等の見直し、改編に取り組みます。

□保護者会、関係団体との連携

- 1 保護者会との合同行事を計画します。
- 2 特別支援学校生、在宅者等に体験実習の機会を提供、進路選択の情報提供に努めます。
- 3 地域の幼稚園、小学校からの見学者の受け入れ交流会の開催、また中学生の現場実習の受け入れなど地域との連携を図ります。
- 4 地震や大規模風水害等の緊急災害時に、地域の障害者や配慮を必要とする人々の福祉避難所としての機能強化に取り組みます。